

第 1 回政策評価委員会における主な意見と対応
及び平成 28 年度施策に関する事後評価書（案）
（通常評価対象施策修正箇所）

第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部署の対応整理表

目標	発言委員	委員の発言	各部署の対応
1	3 山本良一委員	<p>気候変動への影響への適応策の推進(添付)について。最近では、平成29年九州北部豪雨がおきて800mmを超える雨が降った。荒川では、今後550mmの雨が降った場合、堤防が決壊し死者が1,000人出るなどの甚大な被害が想定されているが、九州の例を鑑みれば、これは現実起こり得る話。他方、オーストラリアのメルボルンでは、「Climate Emergency Plan」が策定されているなど、危機意識が高い。我が国も、単に「適応計画の推進」というだけでは危機感がないので、もっと切実さが分かるよう、「どこかに」書き込んで欲しい。</p>	<p>評価書の「次期目標等への反映の方向性」に以下の文を追加 「我が国においても、気温の上昇や大雨の頻度の増加、海面水温の上昇等が現れており、集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や高温による農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、気候変動の影響がすでに顕在化している。今後地球温暖化の進行によって、こうした極端な気象現象はますます頻発し、影響は深刻化するとされている。これらの気候変動の影響による被害を回避・軽減するための対策を講じることが急務であることから、関係府省庁と連携し、以下のような気候変動の影響への適応策を推進する。」</p>
1	1 大塚直委員 三橋規宏委員	<p>(大塚委員) 一つは別紙2の最初のページのところの温室効果ガスの総排出量が減ってきているのは大変いいことだと思っていますが、これについては、ただ、今後石炭火力が増えたりする可能性とかも含め、<u>現在、どうして減っていて、今後どうかというこの見通しのようなことを、ある程度書いたほうがいいかな</u>という気もする</p> <p>(三橋委員) <u>温室効果ガスの総排出量の件ですけど、(略)今、日本で起っている、総排出量が急速に削減していること</u>の分析をしっかりと書いてほしいなというふうに思います。</p>	<p>評価書の「評価結果 施策の分析」に以下通り、1つの段落を追記。大塚委員、三橋委員ご指摘の排出量削減の要因等の分析を記載。</p> <p>「近年温室効果ガス排出量は増加傾向にあったが、2014年度、2015年度は2年連続の減少となった。主な減少要因としては、省エネルギーの進展(最終エネルギー消費量が2011年度以降減少傾向)や冷夏・暖冬等に伴う電力消費量の減少や、電力の排出原単位の改善(再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等)に伴う電力由来のCO2排出量の減少により、エネルギー起源のCO2排出量が減少したことなどが挙げられる。」</p>
1	1 大塚直委員 三橋規宏委員	<p>(大塚委員) 一つは別紙2の最初のページのところの温室効果ガスの総排出量が減ってきているのは大変いいことだと思っていますが、これについては、ただ、<u>今後石炭火力が増えたりする可能性とかも含め、現在、どうして減っていて、今後どうかというこの見通しのようなことを、ある程度書いたほうがいいかな</u>という気もする</p> <p>(三橋委員) 温室効果ガスの総排出量の件ですけど、(略)<u>これは恐らく28年度も間違いなく減ると</u>思いますよ。そういうはっきりした分析を書いてもらいたいと思いますね。</p>	<p>評価書の「評価結果 施策の分析」に以下通り、1つの段落を追記。大塚委員、三橋委員ご指摘の石炭火力を含めた今後の見通しを記載。</p> <p>「一方で、2030年度の2013年度比26%削減目標を達成するためには、再生可能エネルギーの一層の普及・拡大が必要である。また、石炭火力発電からの二酸化炭素排出量については、2015年度の排出量(実績値)は、2030年度のエネルギーミックスにおける排出量(推計値)を既に上回っている状況であり、石炭火力発電からの排出の抑制が求められている。2030年度の2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)、さらには2050年までに80%削減という長期目標の達成に向け、さらなる継続的努力が必要である。」</p>
1	3 鷲谷いつみ委員	<p>気候変動に関わることは、あることが起こると、さらにそれが加速されるという現象がたくさんある。適応策の頻繁なアップデートが必要。現実をしっかりと分析・評価して、さらに科学的知見も最新のものを加えてアップデートしていくことが必要。適応策に関しては、国内とか地域で政策をつくって実践できるので、そういう意味では人々を守るためには適応策はもっと重視すべき。</p>	<p>評価書の「次期目標等への反映の方向性」に以下の文を追加 「適応策の推進のための法的措置を検討する。」 「定期的に最新の知見を収集して気候変動影響評価を実施し、それに基づき適応計画の見直しを行う。」</p>
1	1 大塚直委員	<p>国民の意識を変えていとか、変えようと思っても、なかなか変わらないのかもしれませんが、そういうことについての指標というのは立てる必要がないのかということ、ちょっと意見として申し上げておきたいと思います。</p>	<p>評価書の「測定指標」に「COOL CHOICE」賛同者数(個人)を追加</p>

第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部局の対応整理表

目標	発言委員	委員の発言	各部局の対応
3	3 藤井委員	琵琶湖をはじめとする湖沼の取組をもっと重視していただきたい。	湖沼の取組については評価書施策9「次期目標等への反映の方向性」に以下の記載を追加。 ○湖沼の水質保全対策については、平成28年3月に導入した環境基準等(底層溶存酸素量、沿岸透明度)の活用が図られるよう、まず琵琶湖において底層溶存酸素量の類型指定案の検討を進めるとともに、底層溶存酸素量等の設定に伴う運用と対策に関する地方公共団体向けの手引きの作成を進める。
3	3 藤井委員	地下水は水質と水量も含めて水循環の視点を入れるべきではないか。	・地下水の水循環の視点については、評価書の「次期目標等への反映の方向性」について以下のとおり修正 修正前「地下水については、特に「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の環境基準達成率の向上のため、水循環基本計画に基づき、地域における取組の推進のために必要な情報をとりまとめたガイドライン策定等に向けた検討を進める。」 修正後「地下水については、特に「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の環境基準達成率の向上のため、地域における取組の推進のために必要な情報をとりまとめたガイドライン策定等に向けた検討を進める。また、水循環基本計画に基づき、地下水マネジメントを推進するため、水循環政策本部事務局と連携し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。」
3	6 藤井委員	放射性物質の土壌への影響、特に農用地における土壌汚染についての記載をいただきたい。	評価書は従前通り。理由は以下の通り。 東電福島第一原発事故による放射性物質に係る農地土壌の放射線モニタリングについては、農林水産省が毎年度福島県の384地点における土壌中の放射性セシウム濃度の測定結果を取りまとめるとともに、農地土壌の放射性物質濃度分布図を作成し、公表している。本政策評価書は、あくまで環境省の実施策に係るものなので、他省が実施した施策について記述するのは適切ではない。
3	3 大塚委員	マイクロプラスチック関係を指標に入れていただきたい。	マイクロプラスチック関係の指標化については、評価書の「次期目標等への反映の方向性」を、以下のように修正。 修正前 「○引き続き、マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、発生抑制、実施把握のための調査等を実施。」 修正後 「○引き続き、マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、回収処理・発生抑制、実態把握のための調査研究、国際連携等の取組を推進する。また、海洋ごみの実態把握に係るデータや科学的知見等を踏まえつつ、海洋ごみ対策に係る指標について検討する。」
3	3 藤井委員	マイクロプラスチックについて湖沼にも目配りできるような表現としてほしい。	政策評価書は従前通り。理由は以下の通り。 「湖沼におけるマイクロプラスチックの実態等に関する調査等は海域のものと比較してごく最近行われるようになったものと承知。このため、まずは情報収集に努めてまいります。」
3	4 山本委員	オリパラに向けて、日本の農作物・水産物は国際基準に達していないが、土壌汚染の把握はどのようになっているのか。	政策評価書は従前通り。回答は以下の通り。 農作物の国際水準GAP認証の取得のために必要な土壌・水質等の分析・調査については、農水省が28年度補正予算でGAP認証を取得しようとする事業者に対し、その経費の全部または一部を補助する制度を設けたと聞いている。

第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部署の対応整理表

目標	発言委員	委員の発言	各部署の対応
5	1 崎田委員	<p>P34</p> <p>・生物多様性への関心があまり高くなっていないということだが、生物多様性に関心を持って活動をされている企業が増えている印象があるので、状況把握の際にそのような視点も入れるとよいのではないか。</p>	<p>(②指摘を踏まえ、評価書を修正する)</p> <p>・生物多様性に関する普及啓発の状況を把握する観点と言葉の認知度だけでないことについては、ご指摘のとおりです。</p> <p>・事実関係として把握可能な測定指標である「生物多様性」の認識状況は国民を対象に無作為に対象者を抽出した世論調査の結果を記載しており、この数字については増加していません。</p> <p>・一方で、「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)では経団連を含む企業セクターと連携して愛知目標の達成に向けた取組を推進しており、その取組の進捗については別指標「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況」の要素として含まれており、こちらについては改善されている状況です(「にじゅうまるプロジェクト」への登録事業数等)。</p> <p>・今回の生物多様性に関心を持ち活動している企業が増えているというご指摘を踏まえて、評価書に、以下の文言を追加するとともに、上記の企業セクターと連携した愛知目標の達成に向けた取組の進捗状況を指標も記載した「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮)」(配布資料)を環境省ホームページでも公表いたします。</p> <p>「一方で、愛知目標への貢献を宣言する「にじゅうまるプロジェクト」への登録事業数が、平成24年の151から平成27年には400に増加するなど、企業等の生物多様性への取組は進捗している。</p> <p>(※「にじゅうまるプロジェクト」とは、市民団体・企業・自治体などが、自分たちのできることで愛知目標への貢献を宣言(にじゅうまる宣言)し、登録する取組。)</p> <p>「このほかの生物多様性の社会における主流化に関する取組も着実に推進しており、その状況については、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮称)」の中でとりまとめ、環境省ホームページでの公表や生物多様性白書への記載等を行う(政策評価書でも同ホームページURLを記載。)」</p>
5	3 崎田委員	<p>P35</p> <p>・外来生物について、大きなものではなくて、例えば気候変動による適応に関係してヒトスジシマカや最近のヒアリ等が急激に増えてくると思うので、そのようなものへの対応をもう少し明確に位置づけることが今後大事だと思う。</p>	<p>(②指摘を踏まえ、評価書を修正する)</p> <p>ヒアリ等の国内未定着の侵略的外来生物対策について、評価書の「次期目標等への反映の方向性」を以下のように修正します。</p> <p>「ヒアリ等の国内未定着の侵略的外来生物対策については、港湾等の水際における調査を継続するとともに、早期発見・早期防除に係る効果的な対応について検討し、取組を進める。」</p>
5	1 大塚委員	<p>P35</p> <p>・愛知目標のうち、特に目標11(保護区の面積)については指標化した方がよいのではないか。</p>	<p>(①評価書は修正なし)</p> <p>・我が国は愛知目標に対応する形で生物多様性国家戦略2012-2020において国別目標を定めており、保護区の面積については愛知目標11と同内容の目標を設定し、保護区の面積を関連指標としております。</p> <p>・具体的には、愛知目標11の進捗を測る指標は、施策5-11に記載の「生物多様性国家戦略2012-2020に定める国別目標の関連指標の改善状況」に含まれております。</p> <p>・現在の保護区の面積の状況(陸域(内陸水域含む)の約20.3%については保護地域として保全・管理されており愛知目標は達成されていますが、沿岸域及び海域は約8.3%)については、平成26年にとりまとめ生物多様性条約事務局に提出した「生物多様性条約第5回国別報告書」(https://www.env.go.jp/council/12nature/y120-22/mat03_2.pdf)及び平成27年にとりまとめた「生物多様性国家戦略2012-2020における国別目標の評価」(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo2/27-2/files/27-2_5.pdf)において記載しておりますが、ご指摘を踏まえ、目標の進捗と国民理解の一層の促進を図るべく、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮称)」(配布資料)をとりまとめ、環境省ホームページで公表いたします。</p>

5	1	井村委員	<p>P36</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性の認識状況」という指標の中身が見えない。 ・ブレイクダウンした内容の指標にもう一段アップグレードする努力をしていただきたい。 	<p>(②指摘を踏まえ、評価書を修正する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性の認識状況」とは、愛知目標の達成に向けた取組の進捗状況を把握するために、世論調査による国民の「生物多様性」の言葉の認知度を指標としたものであり、「生物多様性国家戦略2012-2020」に定める国別目標A-1「生物多様性の社会における主流化」に関連する14の指標のうち1つです。 ・ご指摘を踏まえて、政策評価書において「生物多様性の認識状況」に加えて「生物多様性の社会における主流化」に関する取組について言及するとともに、上記14の「生物多様性の社会における主流化」に関連する指標を含む「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮)」(配布資料)をとりまとめ、環境省ホームページでも公表することといたします。 ・「このほかの生物多様性の社会における主流化に関する取組も着実に推進しており、その状況については、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮称)」の中でとりまとめ、環境省ホームページでの公表や生物多様性白書への記載等を行う(政策評価書でも同ホームページURLを記載。)」
5	1	井村委員	<p>P36</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域戦略策定自治体数について、すでに40都道府県が策定済みであり、今後状況が変わらないため中身が見えてこない。 ・ブレイクダウンした内容の指標にもう一段アップグレードする努力をしていただきたい。 	<p>(②指摘を踏まえ、評価書を修正する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指標は、自治体における生物多様性保全に関する計画の策定状況を把握するものとして設定したものです。 ・各地域戦略の内容は自治体ごとに異なるため、その中身を測る統一的な指標等を設定することは現時点では困難と考えておりますが、地域戦略については策定数のみならず内容を把握できるようにすること及び内容の充実が重要であることはご指摘のとおりです。 ・環境省では、策定済の地域戦略について、地域戦略に示された施策の傾向や特徴について2016年度に調査等を実施しておりますので、今回のご指摘を踏まえて、以下のとおり評価書に追記いたします。 「また、地域戦略は、策定自治体自らが目標や指標を設定し進捗の管理を行うものであるが、国家戦略において、地域戦略を「生物多様性の主流化」を進めるための主要な手段として位置付けていること及び多くの都道府県で策定されていることを踏まえ、環境省では、2016年度に、策定済みの地域戦略を対象に調査を実施し、目標の設定状況や施策の傾向・特徴についてとりまとめ、公表している(生物多様性地域戦略レビュー結果(http://www.env.go.jp/nature/biodic/lbsap.html))。 ・さらに、平成26年3月には生物多様性地域戦略策定の手引きを改定し、未策定の自治体への技術的支援や戦略に係る相談への対応を行っているほか、策定済み自治体からも戦略改定時に報告をいただく等情報共有も行っている。」
5	1	井村委員	<p>P36</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略の関連指標の改善状況も一まとめにされているので具体的な中身が見えてこない。 ・ブレイクダウンした内容の指標にもう一段アップグレードする努力をしていただきたい。 	<p>(②指摘を踏まえ、評価書を修正する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・81ある関連指標について、それぞれの進捗を記載すると分量が膨大となること、また個別施策の詳細を記載することで全体としての進捗を把握しにくくなることから、政策評価書では改善した指標の割合を指標として設定しております。 ・しかしながら、関連指標の内容を把握できることが望ましいのはご指摘のとおりであり、環境省として、国家戦略に掲げている個別施策の進捗について、関連省庁と連携して適切に点検を実施しており、目標年である2020年に向けて加速が必要な施策を取りまとめるなど、その推進に取り組んでいることを踏まえ、以下のとおり、個別施策の進捗について言及するとともに、個別施策の進捗状況についてより詳細な状況を「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮)」としてとりまとめの上で広く公表し、国民に対する周知を図り、各個別施策への取組も強化してまいります。 「愛知目標達成に向け、国家戦略に掲げている個別施策の進捗については関連省庁と連携して適切に点検を実施しており、目標年である2020年に向けて加速が必要な施策を取りまとめるなど、その推進に取り組んでいるところである。個別施策の進捗状況は、生物多様性条約事務局に提出した国別報告書において公表している(第5回国別報告書(2014年3月)(http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17895))ほか、関連指標の動向を生物多様性白書に掲載しており、我が国の国別目標の関連指標は、改善傾向にある。また、今後、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮称)」をとりまとめ、環境省ホームページでの公表や生物多様性白書への記載等によって更なる周知を図る(政策評価書でも同ホームページURLを記載。)」

第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部局の対応整理表

目標	発言委員	委員の発言	各部局の対応
8	1 河野委員	「8-1に関し、指標4の環境報告書公表企業割合が下がっていることに懸念がある。環境報告ガイドラインの改定だけで改善できるのか疑問であり、企業に環境配慮することが社会的責任であると強く働きかけるべき。」	・評価書の次期目標等への反映の方向性について、以下のように修正。 「環境報告の公表企業の増加に向けて、環境コミュニケーション大賞の開催や、環境情報開示基盤整備事業を通じて、企業へ環境配慮行動を促すよう周知していくとともに、ガイドラインの改定等を実施する」
8	1 藤井委員	「8-1に関して、SDGsの考え方も指標に取り込んでいかななくてはならないと考える。」	・評価書は従前通り。理由は以下の通り。 SDGsのグローバル指標においては、経済のグリーン化に資するターゲットとして、 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。 というターゲットに対し 12.6.1 持続可能性に関する報告書を発行する企業の数という指標を 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 というターゲットに対し、 12.7.1 持続可能な公的調達政策及び行動計画を実施している国の数という指標を掲げて進捗を管理することとされている。 当省の政策評価書においても、こういったSDGsの考え方も踏まえ、環境報告書を公表している企業の割合や地方自治体のグリーン購入実施率(国の機関は義務)等を指標として採用しているところである。
8	2 崎田委員	「地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定率については、環境省としても政策評価のアンケート等を行うだけでなく、自治体にやる気を出させるような調査のやり方にすべきである。」	・評価書は従前通り。理由は以下の通り。 平成28年5月の地球温暖化対策計画策定から5ヶ月後である同年10月時点の調査のため実績値が低いものの、現時点で既に区域施策編で88.0%、事務事業編で49.1%の自治体が同計画に即した改定を行う予定であるとの回答を得ています。加えて、地方公共団体が策定するメリットや意義を感じられる調査方法を検討し、目標値達成に向け取り組む。
8	3 4 崎田委員	「自治体での環境教育への取組は失速している気がしている。 また、自治体に対して実態調査を行う際に、ただアンケートを採るだけでなく、自治体にやる気を出させるようなやり方に工夫すべき。」	・評価書は従前通り。理由は以下の通り。 地方における環境問題にかかる行政課題については、環境教育の充実に加え、行政だけではなく、市民団体、NGO/NPOなど様々なステークホルダーが関係し解決していく協働取組が必要である。全国8地域にあるEPO(地方ESDセンター)を活用し、自治体を巻き込み、協働取組及び環境教育の必要性について説明していき、自治体の取組を促す。
9	1 大塚委員	「9-1の環境基本計画の効果的な実施に関し、ここに挙げられている指標では不十分と感じる。また、環境基本計画の最後にある実施のところでは他省庁に対して連携を図るという記載があるが、あまりできていない。他省庁の実施を評価するというのは難しいと思うが、今後の実施の指標に関しては工夫すべき。」	・評価書は従前通り。理由は以下の通り。 環境基本計画の効果的な実施に関して、現状は施策を実施した際のアウトプットに着目した指標の列挙に留まっている状況。委員のご指摘も踏まえ、現在検討を進めている第五次環境基本計画策定に合わせて検討する。
9	2 大塚委員	「アセスメントの所要日数が増えていることへの分析をすべきではないか。」	・評価書は従前通り。理由は以下の通り。 所要日数については、県知事意見等を作成するための県等の審査日数も含めたものとなっており、個別事業を含んでいるため、年度ごとの集計のばらつきを範囲内と考えているが、風力発電の迅速化のフォローアップの中でフォローしてまいりたい。

第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部署の対応整理表

目標	発言委員	委員の発言	各部署の対応
1	3 山本良一委員	<p>気候変動への影響への適応策の推進(添付)について。最近では、平成29年九州北部豪雨がおきて800mmを超える雨が降った。荒川では、今後550mmの雨が降った場合、堤防が決壊し死者が1,000人出るなどの甚大な被害が想定されているが、九州の例を鑑みれば、これは現実起こり得る話。他方、オーストラリアのメルボルンでは、「Climate Emergency Plan」が策定されているなど、危機意識が高い。我が国も、単に「適応計画の推進」というだけでは危機感がないので、もっと切実さが分かるよう、「どこかに」書き込んで欲しい。</p>	<p>評価書の「次期目標等への反映の方向性」に以下の文を追加 「我が国においても、気温の上昇や大雨の頻度の増加、海面水温の上昇等が現れており、集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や高温による農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、気候変動の影響がすでに顕在化している。今後地球温暖化の進行によって、こうした極端な気象現象はますます頻発し、影響は深刻化するとされている。これらの気候変動の影響による被害を回避・軽減するための対策を講じることが急務であることから、関係府省庁と連携し、以下のような気候変動の影響への適応策を推進する。」</p>
1	1 大塚直委員 三橋規宏委員	<p>(大塚委員) 一つは別紙2の最初のページのところの温室効果ガスの総排出量が減ってきているのは大変いいことだと思っていますが、これについては、ただ、今後石炭火力が増えたりする可能性とかも含め、<u>現在、どうして減っていて、今後どうかということの見通しのようなことを、ある程度書いたほうがいいかな</u>という気もする</p> <p>(三橋委員) <u>温室効果ガスの総排出量の件ですけど、(略)今、日本で起っている、総排出量が急速に削減していること</u>の分析をしっかりと書いてほしいなというふうに思います。</p>	<p>評価書の「評価結果 施策の分析」に以下通り、1つの段落を追記。大塚委員、三橋委員ご指摘の排出量削減の要因等の分析を記載。</p> <p>「近年温室効果ガス排出量は増加傾向にあったが、2014年度、2015年度は2年連続の減少となった。主な減少要因としては、省エネルギーの進展(最終エネルギー消費量が2011年度以降減少傾向)や冷夏・暖冬等に伴う電力消費量の減少や、電力の排出原単位の改善(再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等)に伴う電力由来のCO2排出量の減少により、エネルギー起源のCO2排出量が減少したことなどが挙げられる。」</p>
1	1 大塚直委員 三橋規宏委員	<p>(大塚委員) 一つは別紙2の最初のページのところの温室効果ガスの総排出量が減ってきているのは大変いいことだと思っていますが、これについては、ただ、<u>今後石炭火力が増えたりする可能性とかも含め、現在、どうして減っていて、今後どうかということの見通しのようなことを、ある程度書いたほうがいいかな</u>という気もする</p> <p>(三橋委員) 温室効果ガスの総排出量の件ですけど、(略)<u>これは恐らく28年度も間違いなく減ると</u>思いますよ。そういうはっきりした分析を書いてもらいたいと思いますね。</p>	<p>評価書の「評価結果 施策の分析」に以下通り、1つの段落を追記。大塚委員、三橋委員ご指摘の石炭火力を含めた今後の見通しを記載。</p> <p>「一方で、2030年度の2013年度比26%削減目標を達成するためには、再生可能エネルギーの一層の普及・拡大が必要である。また、石炭火力発電からの二酸化炭素排出量については、2015年度の排出量(実績値)は、2030年度のエネルギーミックスにおける排出量(推計値)を既に上回っている状況であり、石炭火力発電からの排出の抑制が求められている。2030年度の2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)、さらには2050年までに80%削減という長期目標の達成に向け、さらなる継続的努力が必要である。」</p>
1	3 鷲谷いつみ委員	<p>気候変動に関わることは、あることが起こると、さらにそれが加速されるという現象がたくさんある。適応策の頻繁なアップデートが必要。現実をしっかりと分析・評価して、さらに科学的知見も最新のものを加えてアップデートしていくことが必要。適応策に関しては、国内とか地域で政策をつくって実践できるので、そういう意味では人々を守るためには適応策はもっと重視すべき。</p>	<p>評価書の「次期目標等への反映の方向性」に以下の文を追加 「適応策の推進のための法的措置を検討する。」 「定期的に最新の知見を収集して気候変動影響評価を実施し、それに基づき適応計画の見直しを行う。」</p>
1	1 大塚直委員	<p>国民の意識を変えていとか、変えようと思っても、なかなか変わらないのかもしれませんが、そういうことについての指標というのは立てる必要がないのかということ、ちょっと意見として申し上げておきたいと思います。</p>	<p>評価書の「測定指標」に「COOL CHOICE」賛同者数(個人)を追加</p>

第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部局の対応整理表

目標	発言委員	委員の発言	各部局の対応
3	3 藤井委員	琵琶湖をはじめとする湖沼の取組をもっと重視していただきたい。	湖沼の取組については評価書施策9「次期目標等への反映の方向性」に以下の記載を追加。 ○湖沼の水質保全対策については、平成28年3月に導入した環境基準等(底層溶存酸素量、沿岸透明度)の活用が図られるよう、まず琵琶湖において底層溶存酸素量の類型指定案の検討を進めるとともに、底層溶存酸素量等の設定に伴う運用と対策に関する地方公共団体向けの手引きの作成を進める。
3	3 藤井委員	地下水は水質と水量も含めて水循環の視点を入れるべきではないか。	・地下水の水循環の視点については、評価書の「次期目標等への反映の方向性」について以下のとおり修正 修正前「地下水については、特に「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の環境基準達成率の向上のため、水循環基本計画に基づき、地域における取組の推進のために必要な情報をとりまとめたガイドライン策定等に向けた検討を進める。」 修正後「地下水については、特に「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の環境基準達成率の向上のため、地域における取組の推進のために必要な情報をとりまとめたガイドライン策定等に向けた検討を進める。また、水循環基本計画に基づき、地下水マネジメントを推進するため、水循環政策本部事務局と連携し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。」
3	6 藤井委員	放射性物質の土壌への影響、特に農用地における土壌汚染についての記載をいただきたい。	評価書は従前通り。理由は以下の通り。 東電福島第一原発事故による放射性物質に係る農地土壌の放射線モニタリングについては、農林水産省が毎年度福島県の384地点における土壌中の放射性セシウム濃度の測定結果を取りまとめるとともに、農地土壌の放射性物質濃度分布図を作成し、公表している。本政策評価書は、あくまで環境省の実施策に係るものなので、他省が実施した施策について記述するのは適切ではない。
3	3 大塚委員	マイクロプラスチック関係を指標に入れていただきたい。	マイクロプラスチック関係の指標化については、評価書の「次期目標等への反映の方向性」を、以下のように修正。 修正前 「○引き続き、マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、発生抑制、実施把握のための調査等を実施。」 修正後 「○引き続き、マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、回収処理・発生抑制、実態把握のための調査研究、国際連携等の取組を推進する。また、海洋ごみの実態把握に係るデータや科学的知見等を踏まえつつ、海洋ごみ対策に係る指標について検討する。」
3	3 藤井委員	マイクロプラスチックについて湖沼にも目配りできるような表現としてほしい。	政策評価書は従前通り。理由は以下の通り。 「湖沼におけるマイクロプラスチックの実態等に関する調査等は海域のものと比較してごく最近行われるようになったものと承知。このため、まずは情報収集に努めてまいります。」
3	4 山本委員	オリパラに向けて、日本の農作物・水産物は国際基準に達していないが、土壌汚染の把握はどのようになっているのか。	政策評価書は従前通り。回答は以下の通り。 農作物の国際水準GAP認証の取得のために必要な土壌・水質等の分析・調査については、農水省が28年度補正予算でGAP認証を取得しようとする事業者に対し、その経費の全部または一部を補助する制度を設けたと聞いている。

第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部署の対応整理表

目標	発言委員	委員の発言	各部署の対応
5	1	<p>崎田委員</p> <p>P34 ・生物多様性への関心があまり高くなっていないということだが、生物多様性に関心を持って活動をされている企業が増えている印象があるので、状況把握の際にそのような視点も入れるとよいのではないか。</p>	<p>(②指摘を踏まえ、評価書を修正する) ・生物多様性に関する普及啓発の状況を把握する観点と言葉の認知度だけでないことについては、ご指摘のとおりです。 ・事実関係として把握可能な測定指標である「生物多様性」の認識状況は国民を対象に無作為に対象者を抽出した世論調査の結果を記載しており、この数字については増加していません。 ・一方で、「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)では経団連を含む企業セクターと連携して愛知目標の達成に向けた取組を推進しており、その取組の進捗については別指標「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況」の要素として含まれており、こちらについては改善されている状況です(「にじゅうまるプロジェクト」への登録事業数等)。 ・今回の生物多様性に関心を持ち活動している企業が増えているというご指摘を踏まえて、評価書に、以下の文言を追加するとともに、上記の企業セクターと連携した愛知目標の達成に向けた取組の進捗状況を指標も記載した「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮)」(配布資料)を環境省ホームページでも公表いたします。 「一方で、愛知目標への貢献を宣言する「にじゅうまるプロジェクト」への登録事業数が、平成24年の151から平成27年には400に増加するなど、企業等の生物多様性への取組は進捗している。 (※「にじゅうまるプロジェクト」とは、市民団体・企業・自治体などが、自分たちのできることで愛知目標への貢献を宣言(にじゅうまる宣言)し、登録する取組。) 「このほかの生物多様性の社会における主流化に関する取組も着実に推進しており、その状況については、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮称)」の中でとりまとめ、環境省ホームページでの公表や生物多様性白書への記載等を行う(政策評価書でも同ホームページURLを記載)。」</p>
5	3	<p>崎田委員</p> <p>P35 ・外来生物について、大きなものではなくて、例えば気候変動による適応に関係してヒトスジシマカや最近のヒアリ等が急激に増えてくると思うので、そのようなものへの対応をもう少し明確に位置づけることが今後大事だと思う。</p>	<p>(②指摘を踏まえ、評価書を修正する) ヒアリ等の国内未定着の侵略的外来生物対策について、評価書の「次期目標等への反映の方向性」を以下のように修正します。 「ヒアリ等の国内未定着の侵略的外来生物対策については、港湾等の水際における調査を継続するとともに、早期発見・早期防除に係る効果的な対応について検討し、取組を進める。」</p>
5	1	<p>大塚委員</p> <p>P35 ・愛知目標のうち、特に目標11(保護区の面積)については指標化した方がよいのではないか。</p>	<p>(①評価書は修正なし) ・我が国は愛知目標に対応する形で生物多様性国家戦略2012-2020において国別目標を定めており、保護区の面積については愛知目標11と同内容の目標を設定し、保護区の面積を関連指標としております。 ・具体的には、愛知目標11の進捗を測る指標は、施策5-11に記載の「生物多様性国家戦略2012-2020に定める国別目標の関連指標の改善状況」に含まれております。 ・現在の保護区の面積の状況(陸域(内陸水域含む)の約20.3%については保護地域として保全・管理されており愛知目標は達成されていますが、沿岸域及び海域は約8.3%)については、平成26年にとりまとめ生物多様性条約事務局に提出した「生物多様性条約第5回国別報告書」(https://www.env.go.jp/council/12nature/y120-22/mat03_2.pdf)及び平成27年にとりまとめた「生物多様性国家戦略2012-2020における国別目標の評価」(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo2/27-2/files/27-2_5.pdf)において記載しておりますが、ご指摘を踏まえ、目標の進捗と国民理解の一層の促進を図るべく、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮称)」(配布資料)をとりまとめ、環境省ホームページで公表いたします。</p>

5	1	井村委員	<p>P36</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性の認識状況」という指標の中身が見えない。 ・ブレイクダウンした内容の指標にもう一段アップグレードする努力をしていただきたい。 	<p>(②指摘を踏まえ、評価書を修正する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性の認識状況」とは、愛知目標の達成に向けた取組の進捗状況を把握するために、世論調査による国民の「生物多様性」の言葉の認知度を指標としたものであり、「生物多様性国家戦略2012-2020」に定める国別目標A-1「生物多様性の社会における主流化」に関連する14の指標のうち1つです。 ・ご指摘を踏まえて、政策評価書において「生物多様性の認識状況」に加えて「生物多様性の社会における主流化」に関する取組について言及するとともに、上記14の「生物多様性の社会における主流化」に関連する指標を含む「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮)」(配布資料)をとりまとめ、環境省ホームページでも公表することといたします。 ・このほかの生物多様性の社会における主流化に関する取組も着実に推進しており、その状況については、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮称)」の中でとりまとめ、環境省ホームページでの公表や生物多様性白書への記載等を行う(政策評価書でも同ホームページURLを記載。)
5	1	井村委員	<p>P36</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域戦略策定自治体数について、すでに40都道府県が策定済みであり、今後状況が変わらないため中身が見えてこない。 ・ブレイクダウンした内容の指標にもう一段アップグレードする努力をしていただきたい。 	<p>(②指摘を踏まえ、評価書を修正する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指標は、自治体における生物多様性保全に関する計画の策定状況を把握するものとして設定したものです。 ・各地域戦略の内容は自治体ごとに異なるため、その中身を測る統一的な指標等を設定することは現時点では困難と考えておりますが、地域戦略については策定数のみならず内容を把握できるようにすること及び内容の充実が重要であることはご指摘のとおりです。 ・環境省では、策定済の地域戦略について、地域戦略に示された施策の傾向や特徴について2016年度に調査等を実施しておりますので、今回のご指摘を踏まえて、以下のとおり評価書に追記いたします。 ・「また、地域戦略は、策定自治体自らが目標や指標を設定し進捗の管理を行うものであるが、国家戦略において、地域戦略を「生物多様性の主流化」を進めるための主要な手段として位置付けていること及び多くの都道府県で策定されていることを踏まえ、環境省では、2016年度に、策定済みの地域戦略を対象に調査を実施し、目標の設定状況や施策の傾向・特徴についてとりまとめ、公表している(生物多様性地域戦略レビュー結果(http://www.env.go.jp/nature/biodic/lbsap.html))。 ・さらに、平成26年3月には生物多様性地域戦略策定の手引きを改定し、未策定の自治体への技術的支援や戦略に係る相談への対応を行っているほか、策定済み自治体からも戦略改定時に報告をいただく等情報共有も行っている。」
5	1	井村委員	<p>P36</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略の関連指標の改善状況も一まとめにされているので具体的な中身が見えてこない。 ・ブレイクダウンした内容の指標にもう一段アップグレードする努力をしていただきたい。 	<p>(②指摘を踏まえ、評価書を修正する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・81ある関連指標について、それぞれの進捗を記載すると分量が膨大となること、また個別施策の詳細を記載することで全体としての進捗を把握しにくくなることから、政策評価書では改善した指標の割合を指標として設定しております。 ・しかしながら、関連指標の内容を把握できることが望ましいのはご指摘のとおりであり、環境省として、国家戦略に掲げている個別施策の進捗について、関連省庁と連携して適切に点検を実施しており、目標年である2020年に向けて加速が必要な施策を取りまとめるなど、その推進に取り組んでいることを踏まえ、以下のとおり、個別施策の進捗について言及するとともに、個別施策の進捗状況についてより詳細な状況を「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮)」としてとりまとめの上で広く公表し、国民に対する周知を図り、各個別施策への取組も強化してまいります。 ・「愛知目標達成に向け、国家戦略に掲げている個別施策の進捗については関連省庁と連携して適切に点検を実施しており、目標年である2020年に向けて加速が必要な施策を取りまとめるなど、その推進に取り組んでいるところである。個別施策の進捗状況は、生物多様性条約事務局に提出した国別報告書において公表している(第5回国別報告書(2014年3月)(http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17895))ほか、関連指標の動向を生物多様性白書に掲載しており、我が国の国別目標の関連指標は、改善傾向にある。また、今後、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮称)」をとりまとめ、環境省ホームページでの公表や生物多様性白書への記載等によって更なる周知を図る(政策評価書でも同ホームページURLを記載。)

第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部局の対応整理表

目標	発言委員	委員の発言	各部局の対応
8	1 河野委員	「8-1に関し、指標4の環境報告書公表企業割合が下がっていることに懸念がある。環境報告ガイドラインの改定だけで改善できるのか疑問であり、企業に環境配慮することが社会的責任であると強く働きかけるべき。」	・評価書の次期目標等への反映の方向性について、以下のように修正。 「環境報告の公表企業の増加に向けて、環境コミュニケーション大賞の開催や、環境情報開示基盤整備事業を通じて、企業へ環境配慮行動を促すよう周知していくとともに、ガイドラインの改定等を実施する」
8	1 藤井委員	「8-1に関して、SDGsの考え方も指標に取り込んでいかななくてはならないと考える。」	・評価書は従前通り。理由は以下の通り。 SDGsのグローバル指標においては、経済のグリーン化に資するターゲットとして、 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。 というターゲットに対し 12.6.1 持続可能性に関する報告書を発行する企業の数という指標を 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達 の慣行を促進する。 というターゲットに対し、 12.7.1 持続可能な公的調達政策及び行動計画を実施している国の数という指標を掲げて進捗を管理することとされている。 当省の政策評価書においても、こういったSDGsの考え方も踏まえ、環境報告書を公表している企業の割合や地方自治体のグリーン購入実施率(国の機関は義務)等を指標として採用しているところである。
8	2 崎田委員	「地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定率については、環境省としても政策評価のアンケート等を行うだけでなく、自治体にやる気を出させるような調査のやり方にすべきである。」	・評価書は従前通り。理由は以下の通り。 平成28年5月の地球温暖化対策計画策定から5ヶ月後である同年10月時点の調査のため実績値が低いものの、現時点で既に区域施策編で88.0%、事務事業編で49.1%の自治体が同計画に即した改定を行う予定であるとの回答を得ています。加えて、地方公共団体が策定するメリットや意義を感じられる調査方法を検討し、目標値達成に向け取り組む。
8	3 4 崎田委員	「自治体での環境教育への取組は失速している気がしている。 また、自治体に対して実態調査を行う際に、ただアンケートを採るだけでなく、自治体にやる気を出させるようなやり方に工夫すべき。」	・評価書は従前通り。理由は以下の通り。 地方における環境問題にかかる行政課題については、環境教育の充実に加え、行政だけではなく、市民団体、NGO/NPOなど様々なステークホルダーが関係し解決していく協働取組が必要である。全国8地域にあるEPO(地方ESDセンター)を活用し、自治体を巻き込み、協働取組及び環境教育の必要性について説明していき、自治体の取組を促す。
9	1 大塚委員	「9-1の環境基本計画の効果的な実施に関し、ここに挙げられている指標では不十分と感じる。また、環境基本計画の最後にある実施のところでは他省庁に対して連携を図るという記載があるが、あまりできていない。他省庁の実施を評価するというのは難しいと思うが、今後の実施の指標に関しては工夫すべき。」	・評価書は従前通り。理由は以下の通り。 環境基本計画の効果的な実施に関して、現状は施策を実施した際のアウトプットに着目した指標の列挙に留まっている状況。委員のご指摘も踏まえ、現在検討を進めている第五次環境基本計画策定に合わせて検討する。
9	2 大塚委員	「アセスメントの所要日数が増えていることへの分析をすべきではないか。」	・評価書は従前通り。理由は以下の通り。 所要日数については、県知事意見等を作成するための県等の審査日数も含めたものとなっており、個別事業を含んでいるため、年度ごとの集計のばらつきを範囲内と考えているが、風力発電の迅速化のフォローアップの中でフォローしてまいりたい。

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-①)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり				
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を促進しつつ、長期的・戦略的な取組を進める。				
達成すべき目標	2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減(2005年度比25.4%削減)の水準にするとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。				
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	64,131	118,585	109,721
	補正予算(b)	0	0	1,000	
	繰越し等(c)	672	3,697	2,594	
	合計(a+b+c)	53,640	67,828	122,179	
執行額(百万円)	41,839	54,700	70,965		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定) ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) ・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) ・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(平成28年5月13日閣議決定) 				

測定指標	温室効果ガス総排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度	-
		14億800万	13億9,000万	14億800万	13億6,400万	13億2,500万		10億4,200万	
	年度ごとの目標値								
	エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度(17年度)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度(32年)	-
		12億3,500万(12億1,900万)	12億2,100万	12億3,500万	11億8,900万	11億4,900万		9億2,700万(12億2,400万)	
	年度ごとの目標								
	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度(17年度)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度(32年)	-
		1億3,440万(1億4,990万)	1億3,330万	1億3,410万	1億3,250万	1億3,050万		1億2,350万(1億2,980万)	
	年度ごとの目標								
	代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度(17年度)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度(32年)	-
		3,860万(2,770万)	3,630万	3,880万	4,200万	4,520万		2,890万(4,560万)	
	年度ごとの目標								
	吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度(32年度)	-
		-	5,280万	6,100万	5,790万	5,880万	H30年4月集計予定	約3,700万(約4,690万)	
	年度ごとの目標								
代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成	
	25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	42年度	-	
	3,910万	3,390万	3,650万	3,910万	4,230万	4,520万	2,890万		
年度ごとの目標値									
「COOL CHOICE」賛同者数(個人)	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	-	
	-	-	-	-	-	214万人	600万人		
年度ごとの目標値									

	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>【温室効果ガスの排出の状況】 <温室効果ガス排出量> ○平成27年度の温室効果ガス排出量は、前年度比2.9%減(3,900万トン減)となった。これは、電力消費量の減少や電力の排出源単位の改善などにより、エネルギー起源のCO2排出量が減少したことが挙げられる。</p> <p><温室効果ガスの排出抑制等(緩和策)> ○中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合における検討等を踏まえ、2030年度26%削減の目標達成に向けた道筋を明らかにし、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの方向性を位置付けた「地球温暖化対策計画」を、平成28年5月13日に閣議決定したところ。</p> <p>○さらに、政府全体の長期低排出発展戦略の策定に向け、中央環境審議会地球環境部会長期低炭素ビジョン小委員会において議論を進め、平成29年3月、中央環境審議会地球環境部会において、2050年までに温室効果ガスの排出量の80%削減を実現した社会の絵姿と、目指す姿に向けた政策の方向性を示した「長期低炭素ビジョン」を取りまとめたところ。</p> <p><吸収源による温室効果ガスの排出抑制> ○H32(2020)年度の吸収量目標値は、京都議定書第2約束期間の算定ルールに則して、森林経営による純吸収量が3,800万t-CO2以上で他吸収源とあわせて計約4,690万t-CO2の確保を目標としている。また、H42(2030)年度は森林吸収源対策で約2,780万t-CO2、他吸収源をあわせて計約3,700万t-CO2の確保を目標としている。</p> <p>○H27年度の吸収量の数値はH32年度目標値を十分に上回っているが、今後高齢化により単位面積当たりの吸収量は減少していくことに注意する必要がある。</p> <p><代替フロン等4ガスの排出抑制> ○代替フロン等4ガスの排出量が増加傾向にある。これは、オゾン層破壊物質であるHCFCからHFCへの代替に伴い、冷媒分野においてHFCの排出量が増加(平成27年は前年比10.1%増)したことが原因である。平成28年12月より、現行のフロン類に係る規制等の枠組みの総点検を行うとともに、フロン類対策のさらなる施策効果向上やモントリオール議定書HFC改正をうけた対応など今後の対策の在り方についての調査・検討を行うため、フロン類対策の今後の在り方に関する検討会を開催し、3月に報告書を取りまとめた。その内容を踏まえ、平成29年3月より中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会において、フロン類対策の今後の在り方について検討中。</p>
<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p>	<p>【温室効果ガスの排出の状況】 ○近年温室効果ガス排出量は増加傾向にあったが、2014年度、2015年度は2年連続の減少となった。主な減少要因としては、省エネルギーの進展(最終エネルギー消費量が2011年度以降減少傾向)や冷夏・暖冬等に伴う電力消費量の減少や、電力の排出源単位の改善(再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等)に伴う電力由来のCO2排出量の減少により、エネルギー起源のCO2排出量が減少したことが挙げられる。</p> <p>○一方で、2030年度の2013年度比26%削減目標を達成するためには、再生可能エネルギーの一層の普及・拡大が必要である。また、石炭火力発電からの二酸化炭素排出量については、2015年度の排出量(実績値)は、2030年度のエネルギーミックスにおける排出量(推計値)を既に上回っている状況であり、石炭火力発電からの排出の抑制が求められている。2030年度の2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)、さらには2050年までに80%削減という長期目標の達成に向け、さらなる継続的努力が必要である。</p> <p>○2030年度の2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)、さらには2050年までに80%削減という長期目標の達成に向け、さらなる継続的努力が必要である。</p> <p>○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う必要がある。</p> <p>○パリ協定を踏まえた削減目標の定期的な更新、提出、前進や地球温暖化対策計画の見直しに備えた対策・施策の検討を行う必要がある。</p> <p>○2050年80%削減を実現する社会の絵姿を示した長期低炭素ビジョンの実現に向けた道筋を検討するとともに、そのビジョンを土台として、政府全体の長期低排出発展戦略の2020年の期限に十分に先立って策定に取り組む必要がある。</p>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○吸収源対策に関する国内体制整備は、我が国の吸収量を正しく算定し、算定結果が国際的に認められるために重要である。</p> <p>○ただし、吸収量の目標達成には森林経営活動そのものを行う必要がある。(森林経営活動は林野庁の所管)</p> <p>○本施策の目標達成のため、パリ協定で求められている長期温室効果ガス低排出発展戦略の策定は我が国にとって必要不可欠。また、本戦略の策定にあたっては、他の先進各国をはじめとした他国の研究機関・研究者等とのネットワーク体制を活用し、その科学的知見の共有がたいへん重要である。</p> <p>【代替フロン等4ガスの排出抑制】 ○業務用冷凍空調機器からのフロン類の廃棄時回収率がここ10年ほど3割程度で横ばいの状況であり、代替フロンの排出量が増加しているため、平成28年12月からフロン類対策の今後の在り方に関する検討会において検討を行い、報告書を取りまとめたところであり、平成29年3月以降、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会にて検討を進めている。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><施策> ○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。</p> <p>○2050年80%削減を実現する社会の絵姿を示した長期低炭素ビジョンの実現に向けた道筋を検討するとともに、そのビジョンを土台として、政府全体の長期低排出発展戦略について、2020年の期限に十分に先立って策定に取り組む。</p> <p><測定指標> ○中期目標及び長期目標の達成に向け、温室効果ガス排出量の測定を継続して算定する。</p> <p>【吸収源対策】 <施策> ○H32(2020)年度までの第2約束期間においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、修正を行う。</p> <p>○また、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内検証体制の整備を行う。</p> <p>○さらに、H27年12月に合意されたパリ協定(気候変動枠組条約の下での2020年以降の新たな枠組み)の実施細則の構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p> <p><測定指標> ○測定指標は引き続き温室効果ガス吸収量を用いる。</p> <p>【フロン類対策】 <施策> ○代替フロンの排出抑制のため、モントリオール議定書HFC改正を受けた国内担保法、廃棄時回収率の向上など、フロン類対策の総合強化を行う。</p> <p><測定指標> ○引き続きフロン類排出量を算定する。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合において地球温暖化対策計画の検討を行った。</p> <p>○中央環境審議会地球環境部会長期低炭素ビジョン小委員会において長期低炭素ビジョンの検討を行った。</p> <p>○森林等吸収源分野の排出・吸収量の算定方法を改善するため、「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、学識者の意見を聴取した。</p> <p>○フロン類対策の今後の在り方に関する検討会において検討を行うとともに、その結果を踏まえ、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会において検討を行っている。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>地球環境局 低炭素室 フロン対策室 研究調査室</p> <p>作成責任者名 (※記入は任意)</p> <p>木野 修宏 馬場 康弘 木村 正伸</p> <p>政策評価実施時期 平成29年8月</p>

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-②)

施策名	目標1-2 世界全体での抜本的な排出削減等への貢献				
施策の概要	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルール構築に貢献する。また、2℃目標が世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への低炭素技術の普及を推進する。				
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。				
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	当初予算(a)	17,286	14,330	22,613	18,282
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	1,303	4,172	-
	合計(a+b+c)	17,286	15,633	26,785	-
執行額(百万円)	15,047	12,592	18,158	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・宇宙基本計画(平成28年4月1日閣議決定) ・宇宙基本計画工程表(平成28年12月13日改訂) ・攻めの地球温暖化外交戦略(ACE 2.0) ・日本の約束草案 ・経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定) ・日本再興戦略				

測定指標	JCM等を通じた優れた低炭素技術の海外展開の累積の事業規模(環境省施策分、累積)(単位:億円)	実績値			目標値	達成
		26年度	27年度	28年度	32年度	未達成
	年度ごとの目標値	218	633	963	2,000	未達成
	IPCC第6次評価報告書の作成	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		IPCC第43回、44回及び45回総会をはじめ各種機会に延べ13名の専門家派遣を支援した。また、1.5℃特別報告書の執筆者として日本から4名の専門家が選ばれ、うち環境省から1名を支援することとなった。			-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 【二国間クレジット制度(JCM)等を通じた途上国等への低炭素技術普及推進】 ○目標年度までに目標値を達成するペースで実績を上げている。 【国際的枠組みへの貢献、各国への連携、支援の進展状況】 ○気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第42回総会(2015年10月)におけるビューロー(議長団)選挙において、日本人ビューローメンバー(インベントリタスクフォース共同議長)が選出されたことなど、第6次評価サイクル(~2022年)の立ち上げに積極的に貢献した。 ○IPCC第6次評価報告書、特別報告書等の作成プロセスを通じて専門家の派遣を行い、気候変動対策における日本の知見の共有・活用を促進した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)による8年にわたる継続観測によって得られた観測データは、IPCC第6次評価報告書の作成に用いられる論文に活用されることが期待される。
	施策の分析	○平成29年6月末時点で110件のJCM資金支援事業を実施しており、うち16件がJCMプロジェクトとして登録済みである。 ○平成29年6月末時点で、環境省施策分で26件のMRV方法論が承認された。また、3か国の5件のプロジェクトからJCMクレジットが発行された。 ○なお、攻めの地球温暖化外交戦略(H25年11月発表(外務省、経済産業省、環境省))に定められたJCM署名国の目標(3年間で倍増、8カ国→16カ国)については、1年前倒しで達成した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データを利用した論文や関連した論文が平成28年度には51件(平成19年以降合計293件)発行されており、気候変動に関する知見の共有・活用によって施策目標に有効に寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行(ADB)との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。 【測定指標】 引き続き本測定指標を用いる。

学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会地球環境部会において、JCMの進捗状況についての議論を行った。 ○専門家によるGOSAT-2サイエンスチームを運営し、そこでの議論を「いぶき」後継機の開発に反映させている。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地球温暖化対策計画・約束草案
---------------------------	----------------

担当部局名	地球環境局 市場メカニズム室 国際協力室 国際地球温暖化対策担当参考官室 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)	鮎川 智一 杉本 留三 竹本 明生 木村 正伸	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	--	--------------------	----------------------------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-③)

施策名	目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進					
施策の概要	気候変動の影響への適応計画に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。					
達成すべき目標	適応策の推進により、気候変動影響の被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	254	418	429	702
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	254	418	391	
	執行額(百万円)	239	380	348		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の影響への適応計画(平成27年11月閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定) 					

測定指標	気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県・政令指定都市の数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度	-
		-	-	-	-	38	43	67	
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	-
		-	-	-	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	適応計画策定	適応計画のフォローアップ方法の検討	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	
		年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/
	二国間適応支援の推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	-
		-	-	-	支援対象国選定洗い出し達成	2か国において政府間連携・3か国において研究者間連携構築	対象国の適応計画策定にかかる影響評価支援に活用	影響評価支援並びに政策への貢献	
		年度ごとの目標	/	-	-	支援対象国選定洗い出し	選定された5か国における政府間連携構築	適応計画策定にかかる影響評価支援	/

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>(判断根拠)</p>	<p>相当程度進展あり</p> <p>○以下の施策を通じ、地域における適応の取組を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11の県・政令指定都市の気候変動影響評価および適応計画策定を直接的に支援した。 ・気候変動適応情報プラットフォームを昨年8月に立ち上げ、適応に関する情報発信を行った。 ・地方公共団体向け適応計画策定ガイドラインを作成し、上記プラットフォームウェブサイトに掲載し、地方公共団体の気候変動影響評価と適応計画策定を支援した。 <p>○気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議を開催し、適応計画のフォローアップ方法について検討し、平成29年度に試行的なフォローアップを行うことを決定した。</p> <p>○中央環境審議会気候変動影響評価等小委員会にて、第2次気候変動影響評価に向けて、適応計画の基盤的・国際的施策について10項目の取組の方向性をとりまとめた。</p> <p>○5か国において、各国政府の関係者と協議を実施し、優先度の高いセクターにおける気候変動の影響評価を実施した。影響評価の結果は、国家レベル、また地方レベルの適応計画に資する政策への提言となるようにまとめている段階であり、「二国間適応支援の推進」については、施策の目標は達成した。</p>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p>【施策】</p> <p>我が国においても、気温の上昇や大雨の頻度の増加、海面水温の上昇等が現れており、集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や高温による農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、気候変動の影響がすでに顕在化している。今後地球温暖化の進行によって、こうした極端な気象現象はますます頻発し、影響は深刻化すると言われている。これらの気候変動の影響による被害を回避・軽減するための対策を講じることが急務であることから、関係府省庁と連携し、以下のような気候変動の影響への適応策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適応策の推進のための法的措置を検討する。 ○ 適応計画の試行的フォローアップを行い、その課程で明らかになった課題等の整理を行う。 ・定期的に最新の知見を収集して気候変動影響評価を実施し、それに基づき適応計画の見直しを行う。 ○ 地域における適応の取組を促進するため、地域適応コンソーシアムを立ち上げ、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価を実施する。 ○ 気候変動適応情報プラットフォームを強化し、科学的知見や優良事例の集約・整理と発信を進めることにより、国民・事業者・地方の理解と取組の促進を行う。 ○ アジア太平洋地域において我が国の科学研究能力の強みを生かし、各国の気候変動影響評価並びに適応計画策定への貢献を行う。 ○ 国際的に適応を推進していくために、気候リスク情報基盤整備は不可欠であり、二国間協力で得られたデータセットなどにより、アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)を構築する。 	
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適応計画の試行的フォローアップを行い、その課程で明らかになった課題等の整理を行う。 ○地域における適応の取組を促進するため、地域適応コンソーシアムを立ち上げ、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価を実施する。 ○気候変動適応情報プラットフォームを強化し、科学的知見や優良事例の集約・整理と発信を進めることにより、国民・事業者・地方の理解と取組の促進を行う。 ○アジア太平洋地域において我が国の科学研究能力の強みを生かし、各国の気候変動影響評価並びに適応計画策定への貢献を行う。 ○国際的に適応を推進していくために、気候リスク情報基盤整備は不可欠であり、二国間協力で得られたデータセットなどにより、アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)を構築する。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○測定指標は、「気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県・政令指定都市の数」、「気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し」を引き続き用いる。 ○適応にかかる国際協力・貢献の推進に向けた明確な指標設定のため、「二国間適応支援の推進」を「気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数」へ変更する。 	

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、「気候変動適応策を推進するための科学的知見と気候リスク情報に関する取組の方針」の中間とりまとめを行った。</p> <p>○気候変動適応情報プラットフォームのあり方について、地球観測連携拠点(温暖化分野)に学識経験者等からなる「気候変動適応情報プラットフォーム構築に関するワーキンググループ」を設置し、プラットフォームのあり方、ポータルサイト内容等について検討を行った。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 気候変動適応室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>木村 正伸</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	--------------------------	----------------------------	--------------	-----------------	----------------

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(27年度)は99.1%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。</p> <p>○生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(平成27年度)については、河川は95.8%、湖沼は58.7%、海域は81.1%、全体91.1%であり、河川についてはほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近い。</p> <p>○地下水の環境基準達成率(27年度)は94.2%と概ね目標値に近い。</p> <p>○閉鎖性海域における窒素及びりん環境基準達成率(平成27年度)は、東京湾66.7%、伊勢湾71.4%、大阪湾100%、瀬戸内海(大阪湾を除く)96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度(東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海(大阪湾を除く)98%)と比べて着実に改善してきている。</p> <p>○赤潮発生件数については、人為的な要因によらず発生することもあり、発生件数をゼロにすることは困難であるが、近年は横ばい傾向となっており、最も件数の多い時期(例えば瀬戸内海では昭和51年度に299件発生)に比較すれば減少している(瀬戸内海では平成27年度に80件発生)。</p> <p>○地盤沈下監視(のための水準測量)が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、目標値に向かって近づいている傾向である。</p> <p>○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については減少傾向にあり、平成27年度も目標を達成した。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>○健康項目(27項目)については、ほぼ全国的に環境基準を達成している状況。</p> <p>○生活環境項目(BOD/COD)については、全体としては流域からの負荷削減の取り組み等により徐々に改善の傾向にあるが、湖沼や閉鎖性海域では達成率は十分ではない状況。引き続き各種施策の推進により、環境基準達成率の向上を図る。</p> <p>○地下水については、概ね環境基準を達成している状況であるが、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の項目における基準値超過率が最も高い状況である。引き続き各種施策の推進により、環境基準達成率の向上を図る。</p> <p>○近年、法規制対象外地域における地盤沈下が見られることから、要因分析等を行った上で対策を講じ、目標値の達成を図る。</p> <p>○閉鎖性海域については、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少し、水質は改善傾向にあるものの、富栄養化や貧酸素水塊は依然として発生している。</p> <p>○海洋ごみ対策については、海岸漂着物処理推進法(平成21年7月公布・施行)に基づく基本的な方針(平成22年3月閣議決定)を踏まえ、関係省庁会議の開催(平成29年6月)等により政府一体となった取組を推進している。具体的には、関係部局とも連携しつつ、自治体に対する財政支援等による回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ゴミの発生抑制、海洋中におけるマイクロプラスチックに係る日本周辺海域等の分布状況や吸着されているPCB等に係る実態把握のための調査・研究を進めるとともに、G7環境大臣会合(平成28年5月富山、平成29年6月イタリア・ポローニャ)、TEM(日中韓三カ国環境大臣会合。第18回:平成28年4月、静岡)を通じた国際的連携・協力を図った。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>○今後も引き続き、水質汚濁の現状を把握する。</p> <p>○健康項目及び生活環境項目のBOD/CODに関し、環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、引き続き測定指標とする。</p> <p>○地下水については、特に「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の環境基準達成率の向上のため、水循環基本計画に基づき、地域における取組の推進のために必要な情報をとりまとめたガイドライン策定等に向けた検討を進める。また、水循環基本計画に基づき、地下水マネジメントを推進するため、水循環政策本部事務局と連携し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。</p> <p>○閉鎖性海域については、平成29年6月を目的に関係都府県が策定する第8次総量削減計画等に基づき取組を推進する。</p> <p>○全国の地盤沈下状況については、引き続き、全国の自治体から報告を受け、取りまとめ結果を自治体等へ発信することで、地盤沈下防止に係る積極的な働きかけを図る。</p> <p>○赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に、海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成29年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。</p> <p>○引き続き、マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、発生抑制、実態把握のための調査等を実施。引き続き、マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、回収処理・発生抑制、実態把握のための調査研究、国際連携等の取組を推進する。また、海洋ごみの実態把握に係るデータや科学的知見等を踏まえつつ、海洋ごみ対策に係る指標について検討する。</p> <p>○湖沼の水質保全対策については、平成28年3月に導入した環境基準等(底層溶存酸素量、沿岸透明度)の活用が図られるよう、まず琵琶湖において底層溶存酸素量の類型指定案の検討を進めるとともに、底層溶存酸素量等の設定に伴う運用と対策に関する地方公共団体向けの手引きの作成を進める。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会水環境部会における各専門委員会において、環境基準項目および環境基準の水域類型指定の見直し検討について審議を行った。 ○中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会において、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直しについて審議を行った。 ○中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において、瀬戸内海環境保全特別措置法及び瀬戸内海環境保全基本計画に基づく取組状況について審議を行った。 ○中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会において、第8次水質総量削減の在り方について審議を行い、平成27年12月に中央環境審議会から答申がなされた。 ○中央環境審議会水環境部会総量規制基準専門委員会において、水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について審議を行い、平成28年5月に中央環境審議会から答申がなされた。 ○有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行い、平成29年3月に報告が取りまとめられた。 ○法に基づく海岸漂着物対策専門家会議において、毎年度、政府や都道府県における各種施策の実施状況を踏まえ、専門家から進言を受け、必要な対応について、検討を行った。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>各年度公共用水域水質測定結果(環境省)、地下水質測定結果(環境省)、全国の地盤沈下地域の概況(環境省)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>水環境課 閉鎖性海域対策室 海洋環境室 地下水・地盤環境室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>渡邊 康正(水環境課長/地下水・地盤環境室長) 根木 桂三(閉鎖性海域対策室長) 中里 靖(海洋環境室長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	--	----------------------------	--	-----------------	----------------

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等

別紙

	基準値	実績値						目標値
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	79.3	77.3	78.0	76.7	調査中	100	
		98.2	98.2	96.5	96.5		100	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
大阪湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値						目標値
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
	—	66.7	66.7	66.7	75.0	調査中	100	
		100	100	100	100		100	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
東京湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値						目標値
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
	—	63.2	63.2	63.2	63.2	調査中	100	
		83.3	83.3	83.3	66.7		100	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値						目標値
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
	—	56.3	56.3	50.0	68.8	調査中	100	
		57.1	85.7	71.4	71.4		100	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
赤潮の発生件数[件] (瀬戸内海/有明海/八代海)	基準値	実績値						目標値
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
	—	116/44/16	83/40/16	97/37/11	80/35/25	調査中	—	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-22)

施策名	5-1.基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,379	1,399	1,380	1,313
		補正予算(b)	0	▲1	▲5	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,379	1,398	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	1,310	1,331	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度	-
		30%	56%	-	46%	-	-	75%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	生物多様性地域戦略策定済自治体数(都道府県)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	×
		18都道府県	24	32	35	39	40	47	
	年度ごとの目標		47	47	47	47	47		
	生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		22年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	-
		-	-	-	54%	70%	集計中	100%	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		18年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	○
		国土の35%	64%	69%	72%	77%	80%	100%	
年度ごとの目標		64%	68%	72%	77%	80%			

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>

・愛知目標達成に向け、国家戦略に掲げている個別施策の進捗については関連省庁と連携して適切に点検を実施しており、目標年である2020年に向けて加速が必要な施策を取りまとめるなど、その推進に取り組んでいるところである。個別施策の進捗状況は、生物多様性条約事務局に提出した国別報告書において公表している(第5回国別報告書(2014年3月)(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17895>))ほか、関連指標の動向を生物多様性白書に掲載しており、我が国の国別目標の関連指標は、改善傾向にある。また、今後、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮称)」をとりまとめ、環境省ホームページでの公表や生物多様性白書への記載等によって更なる周知を図る(政策評価書でも同ホームページURLを記載)。

・生物多様性地域戦略については、平成28年度末時点で40都道府県が策定しており目標に近づいている。また、地域戦略は、策定自治体自らが目標や指標を設定し進捗の管理を行うものであるが、国家戦略において、地域戦略を「生物多様性の主流化」を進めるための主要な手段として位置付けていること及び多くの都道府県で策定されていることを踏まえ、環境省では、2016年度に、策定済みの地域戦略を対象に調査を実施し、目標の設定状況や施策の傾向・特徴についてとりまとめ、公表している(生物多様性地域戦略レビュー結果(<http://www.env.go.jp/nature/biodic/lbsap.html>))。

・さらに、平成26年3月には生物多様性地域戦略策定の手引きを改定し、未策定の自治体への技術的支援や戦略に係る相談への対応を行っているほか、策定済み自治体からも戦略改定時に報告をいただく等情報共有も行っている。

・植生図の整備図面数は、平成28年度末時点で、国土の80%の整備が完了し、着実に成果をあげている。

・平成28年3月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」を推進するため、サンゴ礁生態系保全モデル事業の実施やフォローアップワークショップ及びシンポジウム等を開催した。

<生物多様性に関する国民への普及啓発>

・内閣府世論調査によれば、平成24年度の生物多様性の認知度は56%と、調査対象の過半数に認識されていたものの、平成26年度には46%に低下した。一方で、愛知目標への貢献を宣言する「にじゅうまるプロジェクト」への登録事業数が、平成24年の151から平成27年には400に増加するなど、企業等の生物多様性への取組には進展が見られる。(※「にじゅうまるプロジェクト」とは、市民団体・企業・自治体などが、自分たちのできることで愛知目標への貢献を宣言(にじゅうまる宣言)し、登録する取組。)

・多様なセクターにより構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J、事務局:環境省)において、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域フォーラムの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの利用促進等を実施した。

・事業者の民間参画を促進するため、策定から7年以上経過していた「生物多様性民間参画ガイドライン」を改定するべく検討を開始した。また、企業の生物多様性保全活動による貢献度の評価を試行した。

・このほかの生物多様性の社会における主流化に関する取組も着実に推進しており、その状況については、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮称)」の中でとりまとめ、環境省ホームページでの公表や生物多様性白書への記載等を行う(政策評価書でも同ホームページURLを記載)。

<国際的枠組への参加>

・生物多様性条約第13回締約国会議に参加するとともに名古屋議定書第2回締約国会合にオブザーバーとして参加し(国連生物多様性会議 メキシコ・カンクン2016、平成28年12月・メキシコ)、情報収集を行った。また、名古屋議定書については、国内措置の案を取りまとめ(平成29年1月)、平成29年5月に締結に至った。

・南極条約協議国会議(平成28年5月・チリ)に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。南極条約議定書附属書VIの対応については、検討会を開催し国内措置の検討を行った。

・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)第5回総会(平成29年3月・ボン)及び関連会合へ専門家を派遣し、情報収集及びインプットを行った。また、国内連絡会・報告会を開催し、収集した情報等を専門家等に共有した。

・ICRI(国際サンゴ礁イニシアティブ)東アジア地域会合を平成20年から毎年開催し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施を主導。また、平成26年から平成28年にかけてタイとともにICRI事務局を担い、タイにおいて第30回ICRI総会や熱帯地域のサンゴ礁の保全に関する研修プログラムを開催するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。平成28年度からは地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア会合を開催し、東アジアにおける地域解析の促進に貢献している。

目標達成度合いの測定結果

(判断根拠)

<p>評価結果</p>	<p>＜生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集＞ 「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する政策」を取りまとめ、今後対応すべき課題が明確となったため、これらの課題を優先的に解決し、愛知目標の達成を目指していく必要がある。</p> <p>・生物多様性地域戦略については、計画未策定の都道府県に対し、計画策定済みの自治体が計画を策定するに至った経緯や、地域戦略の策定・実施時の困難点、地域ごとに工夫されている点等について情報提供することで、計画策定に係る支援を行っていく必要がある。</p> <p>＜生物多様性に関する国民への普及啓発＞ ・国やUNDB-J等による広報・普及啓発、自然とのふれあいの体験の充実、環境配慮型商品の普及等による国民のライフスタイルの転換に向けた取組等を通じて生物多様性の社会における主流化を推進するための取組を継続して進めていく必要がある。</p> <p>＜国際的枠組への参加＞ ・生物多様性条約関連会合に関しては、我が国のリーダーシップによって採択された愛知目標の達成や、名古屋議定書の実効性のある運用に向けて、これらの国際的議論に積極的に引き続き参加する必要がある。</p> <p>・南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献する必要がある。</p> <p>・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連会合に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する。</p> <p>・平成26～28年にかけてタイとともにICRI事務局を担い、沖縄県において第29回ICRI総会を開催（平成26年10月）するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。平成28年度からは地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア解析の推進に取り組んでおり、特に東アジア地域における効果的かつ効率的な事業の推進が重要である。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 ＜生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集＞ ・「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を中心に、取組の一層の加速を図る。 ・生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向については、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮称)」としてとりまとめ、環境省ホームページでの公表や生物多様性白書への記載等によって更なる周知を図る(政策評価書でも同ホームページURLを記載)。</p> <p>＜生物多様性に関する国民への普及啓発＞ ・UNDB-Jの各団体が有する広いネットワークと現場との繋がりを最大限に活用し、国民への広報を強化する。 ・事業者の民間参画を促進するため、策定から7年以上経過していた「生物多様性民間参画ガイドライン」を改訂するべく検討を開始したところであり、平成29年度に改訂を行うとともに、シンポジウムの開催やモデル事業の実施など、事業者や事業者団体への普及啓発を強化する。</p> <p>＜国際的枠組への参加＞ ・生物多様性条約が掲げる愛知目標についてはその達成に向けて、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年8月20日に我が国について効力を発することを踏まえて、締約国会合及び関連会合に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏まえた適切な国際ルールを求めていく。 ・南極の昭和基地における環境影響モニタリングを継続的に実施するとともに、南極観測隊や国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を進める。さらに南極条約議定書附属書VIIについて関係省庁等の意見を踏まえながら引き続き国内措置の検討を行う。 ・IPBES作業計画2014-2018の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣等を通じ積極的に日本の知見をインプットし、引き続き生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に貢献する。 ・国際サンゴ礁イニシアチブ(ICRI)及び地球規模サンゴ礁モニタリングネットワークの枠組みにおける情報共有を促進し、効果的なサンゴ礁保全を国際的に進める。</p> <p>【測定指標】 ＜「生物多様性」の認識状況＞ ・引き続き本指標を活用することとし、生物多様性に関する国民への普及啓発を一層推進することにより、生物多様性の認知度の向上を図る。 ・具体的には、各セクターのネットワークを活かし、連携を深め、後半5年の目標と取組をとりまとめたロードマップに基づき各取組を推進し、一層の認知度向上に努める。 ・また、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、生物多様性の保全と持続的利用に向けた事業者の取組に関する情報収集・発信を行い、経済社会における生物多様性の保全等の促進方策を検討する。</p> <p>＜生物多様性地域戦略策定済自治体数＞ ・生物多様性地域戦略の策定は、地方での取組を加速する有効な方策であり、策定の促進を継続する必要がある。策定に係る情報提供等により計画策定都道府県数の向上を図る。</p> <p>＜生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況＞ 関連指標群について関係省庁とも連携して適切に点検・管理を実施し、次期国家戦略の策定に反映させる。</p> <p>＜植生図＞ 植生図の未整備箇所には、現地調査の時期が限定される地域(積雪地等)や急峻な山岳地域など整備に困難が伴う地域が多く含まれるが、植生図の社会的ニーズは極めて高いため、早期の全国整備に向け、整備方法の効率化を検討するなどして着実な成果向上に努める。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・モンゴルにおける砂漠化対処の対策のあり方の検討にあたり、学識経験者が入った調整会議を開催し、助言を得た。 サンゴ礁生態系保全行動計画の改訂にあたり、学識経験者による検討委員会を開催し、学識経験者の知見を活用して、旧計画を見直し、新たにサンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020を策定した。</p>

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地球規模生物多様性概況第4版 ・平成26年度環境問題に関する世論調査 ・平成28年度南極環境保護議定書附属書VIに係る調査委託業務報告書 ・平成27年度国際サンゴ礁イニシアティブ推進に係る調査等業務報告書 ・平成27年度改訂版サンゴ礁生態系保全行動計画策定検討会開催等業務報告書 ・平成28年度サンゴ礁生態系保全モデル事業報告書 ・平成28年度地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア地域解析推進調査業務 ・平成28年度乾燥地(モンゴル)における砂漠化対処普及啓発支援業務報告書
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>奥田 直久</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	----------------	----------------------------	--------------	-----------------	----------------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-24)

施策名	5-3.野生生物の保護管理					
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適切な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,332	2,800	3,264	3,724
	補正予算(b)	1,601	503	700	-	
	繰越し等(c)	▲1,112	△715	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	2,821	4,018	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	2,648	3,408	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	(~25年度) 絶滅危惧種の現状把握と保護増殖の進捗状況 (26年度~) 国内希少野生動植物種の新規指定数 (平成26年度以降の累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		—	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	△
		—	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの作成	41種	86種	119種	300種	
		年度ごとの目標値	—	—	30種	75種	120種		
	奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000農日当たりの捕獲数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		〇年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	34年度	—
			奄美大島0.08頭	奄美大島0.04頭	奄美大島0.015頭	奄美大島0.008頭	集計中	0頭(毎年度減)	
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—			
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(イノシシは50万頭)(推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	35年度	—
推定の中央値ニホンジカ265万頭、イノシシ98万頭 ※28年度に算出		ニホンジカ346万頭 イノシシ96万頭	ニホンジカ305万頭 イノシシ98万頭	集計中	集計中	集計中	平成23年度比で半減(ニホンジカ164万頭、イノシシ50万頭)		
年度ごとの目標		—	—	—	—	—			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">評価結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p><絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動物植物種の保護・増殖による種の保存></p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的として、基本的な考え方・早急に取り組むべき施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」(平成26年4月)に基づき、国内希少野生動物植物種の指定や民間連携による絶滅危惧種保全の推進など、様々な施策を実施した。 ・国内希少野生動物植物種について、新たに33種を追加指定した。 ・平成27年度以降、既存のレッドリストで評価対象となっていた陸域生物等については、平成29年3月に全分類群の一部の種についてカテゴリー(ランク)を見直した環境省レッドリスト2017を公表した。 ・これまで対象となっていなかった海洋生物についても、「絶滅のおそれのある海洋生物の選定・評価検討会」において絶滅のおそれを評価し、平成29年3月に環境省版海洋生物レッドリストを公表した。今後、既存のレッドリストとの統合に向けた調整を進めていく。 ・国内希少野生動物植物種の保全について、平成28年5月に小笠原陸産貝類14種の保護増殖事業計画を策定した。 ・トキの保護増殖事業では、野生下で5年連続でヒナの巣立ちが確認されるとともに、平成28年4月には両親ともに野生生まれ野生育ちのペアからヒナが巣立つなど、野生復帰の取組が一步前進した。また、平成28年3月にはトキ野生復帰ロードマップ2020を策定し「平成32年頃に佐渡島内に220羽のトキを定着させる」を目標に掲げるなど、トキ保護増殖事業を着実に推進している。 ・ツシヤママネコの保護増殖事業では、舟志ノ内地区におけるシカ対策、交通事故対策、モニタリング手法の開発等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力による生息域外保全の取組や野生復帰に向けた各種準備を進めた。 ・ライチョウの保護増殖事業では、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」に基づき、南アルプスでのヒナの保護対策等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力を得て、生息域外保全の技術確立を目的としたライチョウ飼育に取り組んだ。 ・「絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」について、前回改正時の附則第7条に基づき見直しを実施し、平成29年1月に中央環境審議会の答申を得た。答申を踏まえ、第193回国会に種の保存法の改正法案を提出した(平成29年5月成立)。 ・ワシントン条約対象種については、第17回締約国会議(COP17、平成28年9月～10月・南アフリカ共和国)に積極的に参画するとともに、同会議において附属書対象種の改訂提案の検討を行った。他、科学当局として管理当局に対し輸出助言を出した。また、科学的知見を集積し、種識別マニュアルの作成や日本産イシガメ類の国内生息状況をモニタリングした。希少野生動物植物の国内取引については、インターネットを通じた登録システムの運用、普及啓発事業の実施を行った。 <遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止> ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成28年度は77件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。平成28年度にはカルタヘナ議定書締約国会議に参加し、国際的な取組に貢献している。 ・特定外来生物の飼養等の規制を行うとともに、生物多様性への悪影響の防止・低減を図るべく、平成27年度には31箇所環境省直轄での防除事業を実施した。とりわけマンガースについては、継続的な取組により平成26年度までの生息密度低下が確認できている。 ・平成28年度には、外来生物法に基づき、ハナガメ等の24種類を特定外来生物として新たに指定し、合計132種類について、法に基づく飼養等の規制を行っている。また、特定外来生物のうち生態系等への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。 <野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化> ・平成27年5月29日に施行された改正鳥獣法に基づき平成27年度から都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を交付金で支援し、都道府県によるニホンジカ・イノシシの捕獲を強化している。 ・改正鳥獣法に基づき「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(以下、基本指針)というの全部を改訂し、平成28年10月に公表した。 ・平成22年10月以降、全国で高病原性鳥インフルエンザが確認され、平成28年度は野鳥における発生が過去最多で認められたことから、ウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、全国の野鳥の監視体制の強化を目指し、都道府県等と連携することで、より確実な情報把握・共有を進めた。 ・ゼニガタアザランと漁業との共存をめざし、地域個体群の維持を図りつつ、科学的・計画的な管理を進めるため、平成28年3月に策定した「えりも地域ゼニガタアザラン特定希少鳥獣管理計画」に基づき、捕獲や被害防除を進めた。
<p style="text-align: center;">目標達成度合いの測定結果</p> <p style="text-align: center;">(判断根拠)</p>	<p>・環境省レッドリストに選定されている絶滅危惧種は3690種となり、引き続き目標値の達成に向けて国内希少野生動物植物種の新規指定を進めていく必要がある。また、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多いうえ、種指定の増加に比して保護増殖等の取組が増えていないため、施策を強化することが必要である。</p> <p>・ワシントン条約の締約国としての責務を遂行し、国際的にも喫緊の課題となっている野生生物の違法な取引を撲滅するため、引き続きワシントン条約関連会議に積極的に参画するとともに、国際的な種の保存に資する情報の収集に努め、国内流通の管理を執行するために、これらの施策を継続して実施していくことが必要である。</p> <p>・遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策については、カルタヘナ法、外来生物法に基づく行為規制や、特定外来生物の防除により生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もあり、さらに新たに侵入した外来生物により被害が発生しているケースもあることから、引き続き施策を継続することが必要である。また、カルタヘナ議定書締約国会議や関連する国際会合に積極的に参画することにより、遺伝子組み換え生物に関する国際的な取組に貢献する必要がある。</p> <p>・野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化については、ニホンジカ等の一部の鳥獣による生態系等への被害が深刻化・拡大していることから、引き続き、法改正を踏まえた施策を強化していく必要がある。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p><絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存></p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、重要であるため、種の保存法の改正も踏まえ、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の指定を着実に進めるとともに、保護・増殖による種の保存を推進していく。 ・ワシントン条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的な情報等を体系的に整備する。また、野生生物の違法取引対策に係る国際的な要請及び種の保存法改正も踏まえ、国内における違法流通対策を強化し、普及啓発を行う。 <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、名古屋・クアラルンプール補足議定書を担保した改正カルタヘナ法の施行に向け、関係省庁と省令・告示の検討を進め、国民への意見聴取を行うなど、必要な取組を進める。 ・限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しており、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」の活用を進める。 ・ヒアリ等の国内未定着の侵略的外来生物対策については、港湾等の水際における調査を継続するとともに、早期発見・早期防除体制に係る効果的な対応について検討し、取組を進める。 <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により開始された都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、環境省の交付金により都道府県による捕獲を強化・支援する。 ・狩猟者を育成して捕獲の担い手を確保するとともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図る。 ・基本指針の5年ごとの改訂に向けた点検・調査等を実施する。 ・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、効果的な調査が実施できるよう平成29年度にマニュアルを改訂することにより、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施する。今後を着実にこれらの危機管理対応を実施していく。 <p>【測定指標】</p> <p><国内希少野生動植物種の新規指定数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであるが、他に適当な指標の設定は困難であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。 <p><奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成34年度までに奄美大島においてマングースを根絶させるという目標の達成に向け、引き続き効果的・効率的な防除を実施する。 <p><ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成35年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。 <p><侵略的外来種の状況></p> <p>侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶されるという目標の達成に向け、引き続き必要な情報収集等に努め、効果的に対策を進めていく。</p> <p><適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況></p> <p>野生鳥獣の適切な保護・管理のため、引き続き総合的に対策を進めていく。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンウナギの生息地保全の考え方を作成するため、学識経験者が入った検討会を開催し、助言を得た。 ・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。 ・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。 ・種の保存法の見直しを検討するにあたって、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会を開催し、学識者の知見を活用した。 ・特定外来生物の指定については、外来生物法に基づく専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定した。 ・さらに、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。 ・鳥獣法の基本指針について見直しを検討するにあたって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>環境省レッドリスト2017・環境省版海洋生物レッドリスト・平成26年度鳥獣関係統計</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局 野生生物課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>課長 堀上 勝</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	------------------------	----------------------------	----------------	-----------------	----------------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-36)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進				
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。				
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	8,008	9,060	10,302	9,212
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	8,008	9,060	10,302		
執行額(百万円)	7,925	8,168	9,597		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	1.環境産業の市場規模(兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		約91	約94	約101	約103	約104	調査中	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	2.環境産業の雇用規模(万人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		18年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		約216	約243	約248	約242	約249	調査中	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	3.地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		〇年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度	△
		別紙のとおり							
	年度ごとの目標値								
	4.環境報告書公表企業割合(上場企業/非上場企業)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		13年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	△
		約30/約12	71.1/31.5	69.4/25.5	65.4/28.0	59.9/26.2	調査中	80/30	
	年度ごとの目標値		80/30	80/30	80/30	80/30	80/30		
	5.エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	△
		72416,971	77297,308	84067,516	7,554	7,690	7,791	9,000	
	年度ごとの目標		6,000	6,000	8,500	8,500	8,500		
6.持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数(機関数)	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	○	
	177	186	189	193	200	243	250		
年度ごとの目標値		200	200	200	205	230			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○平成27年度における環境産業の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約104.3兆円(前年比1.5%増)、約249万人(前年比2.7%増)となり、いずれも過去最大となっている。 ○地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は28年度で67.3%となっており、前年度より1.1%減となっている。 ○環境報告書の公表企業の割合は、調査方法の変更等により上場企業、非上場企業ともに逓減している。 ○エコアクション21登録事業者数は前年度より増加している。 ○「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の署名金融機関数は増加している。
	施策の分析	○環境報告ガイドライン(2012年改訂)等については、改訂から相当程度期間が経っており、事業者やステークホルダーのニーズにあったものとしていく必要がある。 ○地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率について、従来の全国一律のアプローチによる普及・拡大には限界がきている可能性がある。 ○金融行動原則の署名機関数については、周知・広報活動及び関連事業との連携等により大幅な増加となった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○環境報告の公表企業の増加に向けて、環境報告ガイドラインの改定等を実施する。環境報告の公表企業の増加に向けて、環境コミュニケーション大賞の開催や、環境情報開示基盤整備事業を通じて、企業へ環境配慮行動を促すよう周知していくとともに、ガイドラインの改定等を実施する。 ○エコアクション21ガイドラインについて、企業の経営力向上の視点等を組み入れた改訂を行ったところであり、更なる普及を図る。 ○グリーン購入について、それぞれの自治体が抱える課題に即して普及・促進を図る。また、グリーン購入を実施することのメリットの周知、環境負荷低減効果に関する情報やツールの提供などについて、個別の課題に対応できるよう地方公共団体や民間(事業者、消費者)の取組を支援・促進する施策を検討する。 【測定指標】 ○ESG投資といった環境金融の促進状況をより適切に測定するための指標等について検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	各施策ごとに検討会等を通じて学識経験を有する者の知見の活用を図っている。
-----------------	--------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標1及び2 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模の推移」 (http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/) 測定指標3 環境省「地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査」 (http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/result_of_qs-kako.html) 測定指標3及び4 環境省「平成26年度環境にやさしい企業行動調査結果」 (http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyoo/h26/gaiyo.pdf)
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房環境経済課 大臣官房環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	奥山 祐矢 秦 康之	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	------------------------	--------------------	---------------	----------	---------

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

	基準値	施策の進捗状況(実績)						目標値
	平成 年度	平成18年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成31年度
地方公共団体	-	76.1	81.3	82.5	69※	68.4	67.3	100.0
上場企業	-	66.8	78.6	80.3	76.7	66.6	調査中	80.0
非上場企業	-	56.5	60.2	56.3	54.1	54.5	調査中	60.0
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

※平成26年度より地方公共団体におけるグリーン購入実施率の定義を変更している。

(平成25年度以前:平成25年度グリーン購入法に関するアンケート調査 2.12 分野ごとのグリーン購入の実施規模と実績把握より)

(平成26年度以降:平成26年度地方公共団体のグリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関するアンケート調査結果 3-2-1グリーン購入の組織的取組状況より)

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-37)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。					
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	6,184	6,534	14,283	11,633
		補正予算(b)	-	-	91	
		繰越し等(c)	13	143	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	6,197	6,677	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	3,460	5,366	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」					

測定指標	地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率 ※括弧内の数字は、地球温暖化対策計画の策定前の国の方針に即した地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度	
		-	-	-	-	-	6.0(99.3)	100	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率 ※括弧内の数字は、地球温暖化対策計画の策定前の国の方針に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度	
-		-	-	-	-	1.6(82.5)	100	-	
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・平成28年5月の地球温暖化対策計画策定から5ヶ月後である同年10月時点の調査のため実績値が低いものの、現時点で既に区域施策編で88.0%、事務事業編で49.1%の自治体が同計画に即した改定を行う予定であるとの回答が得られていることから、施策の継続により目標値の達成が可能と考えられる。
	施策の分析	・地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)の全国的な策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減対策の推進を図るため、地方公共団体職員の人材育成や技術支援、波及効果の高い再エネ・省エネ設備のモデル的導入の支援を推進している。 ・国の地球温暖化対策計画が策定され、2030年度(平成42年度)の温室効果ガス削減目標が掲げられた中、地方においても、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(以下「実行計画」という。)の策定と施策の一層の推進が不可欠ことから、平成29年3月に地方公共団体実行計画(事務事業編・区域施策編)策定・実施マニュアルを公表し、実行計画の策定・見直しを促進している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・地方公共団体職員の人材育成や技術支援、設備導入の支援及び地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの全国説明会等を実施する。 【測定指標】 ・国の地球温暖化対策計画が掲げる高い温室効果ガス削減目標をより着実に達成するためには、地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定・実施が必須であることから、平成28年度政策評価において指標を見直したところ。

学識経験を有する者の知見の活用	公募で選定したモデル地域の地球温暖化対策の検討について学識経験者等から助言を得たり、各種事業で有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択のための審査基準や案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(平成28年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	秦 康之	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	---------------	--------------------	------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-38)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	307	350	272	268
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	307	350	272	
	執行額(百万円)	318	345	288		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次環境基本計画「第1部第2章、第2部第1章他」(平成24年4月27日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日) 					

測定指標	環境教育等促進法に基づく協働取組の実施数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	△
	年度ごとの目標値	-	15	29	46	62	90		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり 事業の実施に際しては、広く公募を行い、専門家からなる企画審査委員会による審査により選定しているが、当該事業への応募件数は平成25年度事業開始以来毎年度60件を越えている状況にある。これは、地域の環境課題を解決していくためには、行政等単体での取組には自ずと限界があると考え、「協働取組」といった手法を取り入れようとしている団体が徐々にではあるが増加している現況については評価できる。
	施策の分析	環境パートナーシップ形成のためには、環境パートナーシップオフィス等を拠点として、情報収集・展開をするとともに、専門家の助言も含めて第三者が伴走支援してモデル事業を行うことは効果的である。ただし、モデル事業については、より広いパートナーシップの普及のために、その成果をモデル事業を行っていない地域へ着実に波及させていく必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 これまでと同様に、地域内の市民活動の情報収集・展開やモデル事業を行う。 モデル事業については、その成果をまとめ、モデル事業を行っていない地域に対して普及をしていく。</p> <p>【測定指標】 平成29年度はモデル事業の最終年度であるため総括を含めつつ、協働取組にかかる冊子を作成し、地域内の自治体(都道府県47及び市町村1,718のうち優先的に791市)に対して協働取組の魅力や効果的な方法を普及していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	施策を構成する各事業については、毎年度末に外部の有識者を交えた評価委員会を開催し、当該年度の事業の評価及び次年度事業への意見を次年度契約に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標には平成25年度、平成26年度、平成27年度及び平成28年度地域活性に向けた協働取組の加速化事業の採択事業数を使用
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	佐藤 隆史	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----------------	--------------------	-------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-39)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。					
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	411	454	463	461
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	411	454	463	-
執行額(百万円)	355	419	410	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次環境基本計画「第1部第2章、第2部第1章他」(平成24年4月27日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日) ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画(持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議(平成28年3月10日決定)) 					

測定指標	教職員・環境活動リーダー養成研修における教職員等の参加者数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○
		-	-	125	223	186	221	150	
	年度ごとの目標値	-	150	150	150	150	-	-	
	環境人材コンソーシアムが実施する企業関係者向けセミナーの参加者数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○
		-	-	-	-	707	580	500	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	500	500	-	
	環境教育推進室HPアクセス数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	△
		276,471	276,471	222,739	345,375	337,968	348,718	400,000	
	年度ごとの目標	-	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	-	
	+ESDプロジェクト(SNSサイト)への新規活動登録数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	×
		-	-	42	29	40	13	50	
年度ごとの目標	-	-	50	50	50	50	-		
RCE拠点数の増加	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度	△	
	-	-	129	137	146	154	190		
年度ごとの目標	-	-	126	136	146	156	-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度において、教職員・環境活動リーダー養成研修における参加者の目標数を達成。 ・平成28年度において、企業関係者向け環境人材育成セミナーへの参加者が目標数を達成。 ・平成28年度において、HPへのアクセスは目標数の87%を達成。 ・平成28年度において、+ESDプロジェクトの目標未達成は、仕様変更検討のため新規登録を控えたことによる。新規活動登録数は目標を達成できなかったが、別に開催する「ESD関連フォーラム」には一定数の参加あり。 ・平成31年度までの達成を目指しているRCE拠点数が目標数に向け増加。

評価結果	施策の分析	教員、企業関係者等のセミナー等への参加が目標値を超え、各種教材等を提供する環境教育推進室HPホームページへのアクセス数作成も増加していることから、目標達成に向けて取組状況の着実な進展があった。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>持続可能な環境と社会の構築のためには、学校、企業、地域等において推進役となるリーダーの育成が及び地域・分野を越えたネットワークの構築が必要不可欠であり、教職員・環境活動リーダー養成研修や企業関係者向けの環境人材育成セミナーの継続的な実施とHPの運営を通じた教材等の提供を通じ、引き続き施策の一層の推進を図る。</p> <p>【測定指標】</p> <p>研修やセミナーの参加人数、ホームページのアクセス数は、より質の高い環境教育の実践に向けた現場のニーズや需要が読み取れる指標であり、設定は妥当である。なお、環境教育に関する総合的なWEBサイトの構築を検討しているため、また、「+ESDプロジェクト」の新規登録数は、環境教育実践者の地域・分野を越えたネットワークの構築度合を読み取るために指標として設定しているものであるが、環境省セキュリティポリシーの変更に伴いSNSサイトの運用を見直すため、「+ESDプロジェクト」の新規登録数については測定指標から外すこととし、代わりに活動実践としては「ESD関連フォーラム」への参加人数を指標とする。</p> <p>なお、RCE拠点数については平成31年度の達成に向けて測定を継続する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な開発のための10年」円卓会議(平成29年1月)」 ・「環境教育等推進専門家会議」(平成23年10月～平成24年5月)を開催し、外部有識者の知見を活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	永見 靖	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----------------	--------------------	------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-40)

施策名	目標9-1 環境基本計画の効果的実施					
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。					
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	86	88	103	104
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	86	88	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	73	77	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	第四次環境基本計画の点検における重点分野等の累積点検数(累積)	基準値	実績値					目標値	達成
		一年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	○
	年度ごとの目標値	-	6	14	20	28	28	○	
	環境白書、こども白書、英語版白書:年1回発行	/	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			環境白書、英語版白書を発行した。					28年度 年1回発行	△
見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等へ説明する。	/	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等へ説明した。					28年度 国会等へ説明	○	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・平成28年度において、目標である「第四次環境基本計画の点検における重点分野等の点検数(累積)28件」を達成。 ・平成28年度において、環境白書、英語版白書を発行。 ・平成28年度において、見積りの方針の調整を行った結果を資料へ取りまとめ、国会等へ説明。
	施策の分析	・第四次環境基本計画の点検は、平成25年度から平成28年度まで実施するものであり、毎年度、適切な点検を実施し、目標を達成することができた。 ・平成28年版環境白書を作成し、国会へ報告するとともに、同白書の英語版を作成した。一方、こども白書については、一部の学校の環境学習の場で活用されているが、年次報告である環境白書に連動させて毎年度データを更新して作成する必要性は低いと判断されたことから、平成28年度は新規の作成は行わず、平成27年度に作成したこども白書の頒布を継続した。 ・環境保全経費の見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等へ説明した。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 環境基本計画の効果的実施は、必要不可欠であるので、引き続き、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。 【測定指標】 毎年度、進捗状況の点検が確実に実施されたことがわかる指標であり、妥当である。次期目標は第五次環境基本計画の策定に係るものであるため、単年度の目標となる。 また、環境白書の作成及び環境保全経費の見積り方針の調整は法定事項であり、今後も引き続き実施する必要がある。なお、こども白書については、今後は年1回の発行ではなく、改定の必要性を踏まえて作成する方針としたことから、測定指標からは外すこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	平成28年度は、中央環境審議会において、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」、「地球温暖化に関する取組」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」、「放射性物質による環境汚染からの回復等」の8分野の点検を行った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について(平成28年11月中央環境審議会)
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	秦 康之	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	---------------	--------------------	------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-4)

施策名	目標9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善					
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。					
達成すべき目標	環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全上の適切な配慮を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,622	1,532	1,446	825
		補正予算(b)	0	0	0	367
		繰越し等(c)	276	257	▲ 367	
		合計(a+b+c)	1,898	1,789	1,079	
執行額(百万円)	1,302	1,355	877			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定) 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)					

測定指標	環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数)[件]	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
		-	308(122)	321(122)	355(122)	395(122)	447(122)	-	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/		
	環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
		-	154	174	224	283	345	-	-
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/		
	風力発電の迅速化による審査日数(累積平均)[日]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
-		-	-	416	418	429	465	○	
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 風力発電所等の案件が増加したが、環境保全のため適切に環境大臣意見を提出。また、環境影響評価法の審査手続の迅速化についても、審査期間の短縮に努めた結果、法の対象案件について、迅速化を実現。
	施策の分析	・インターネットの活用や研修の開催等による情報提供の場の整備、環境省における審査体制の強化、調査・予測・評価や環境保全措置等の技術的手法の開発、環境影響評価制度全体の合理化・最適化のための検討等によりを行い、環境影響評価制度を適切に運用によりすることによって、環境保全上の適切な配慮の確保に資したことができた。 ・風力発電の迅速化については、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)において、具体的な成果について検証することとされているところ、平成28年度にはその検証を行い、国等による審査期間の短縮、事業者による調査期間の短縮のための国の取組は、一定の成果を上げていると評価した。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 環境影響評価制度等を通じた、事業活動に係る環境保全上の適切な配慮を確保するため、関連施策を引き続き施策を総合的に進めていく。 【測定指標】 風力発電の迅速化の測定指標については、今後迅速化の成果の検証結果を踏まえ、審査日数に加え、事業者の調査期間等の追加すること等を検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	・中央環境審議会環境影響評価制度小委員会において、環境影響評価制度の運用等について意見をいただいた。 ・環境影響評価法に基づく環境大臣意見の形成における透明性及び技術的水準の確保を図るため、環境影響審査助言委員から助言を受けた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	法に基づく案件数 http://www.env.go.jp/policy/assess/3-3statistic/index.html
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 環境影響評価課	作成責任者名 (※記入は任意)	熊倉 基之	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----------------	--------------------	-------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省28-42)

施策名	目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発					
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の気候や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。					
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	14,230	12,030	11,773	11,929
		補正予算(b)	1,401	1,508	1,302	
		繰越し等(c)	2,847	728	234	
		合計(a+b+c)	18,478	14,266	13,309	
執行額(百万円)	17,876	13,613	12,939			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第5期科学技術基本計画「第1章(3)、(4)」(平成28年1月22日閣議決定)					

測定指標	環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数/全評価対象課題数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	各年度	○
		-	29/58 (50.0%)	47/82 (57.3%)	51/98 (52.0%)	29/55 (52.7%)	27/42 (64.3%)	60%以上	
	年度ごとの目標値	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上			
	環境技術実証事業における累積実証技術数(単位:件) ※平成25年度までの成果目標は(実証技術分野数)×10件	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	各年度	×		
87	77	36	29	18	15	対象技術分野数×4			
年度ごとの目標	80	90	36	32	36				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・環境研究総合推進費は目標値を達成した。 ・環境技術実証事業は、本事業で実証した技術分野が普及し、実証対象技術分野の一部技術がJIS化したことにより、実証対象技術の範囲が狭まったため、実証件数は目標には及ばなかった。しかしながら、通算では618技術を実証しており、依然として世界トップレベルの実績を有している。
	施策の分析	・環境研究総合推進費はH22~H23年度に3つの旧制度を統合して創設された。H23年度以降、H27年度まで目標値には達していなかったが、研究管理強化等の運用改善に努め、H28年度は目標値を達成した。 ・環境技術実証事業は本事業による環境技術及びその測定手法が広く普及したことを受け、実証対象技術分野の一部技術がJIS化した。その結果、対象技術の一部は、本事業の対象外となり、単年度ごとの実証数は減少した。また、先進的環境技術の性質が推移していることを受け、「試験室等での実証」ができる技術分野の実証数が減少し、「現場での実証」を要する技術が増えたことにより、1技術当たりの実証に要する業務量、時間及び申請者負担費用等が増加していることから、26年度目標から見直しを行っている。(平成25年度までは分野数×10、平成26年度からは分野数×4)
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 環境研究総合推進費について、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(平成27年8月中環審答申)における、この5年間で取り組むべき重点課題の設定等、外部有識者からの評価・提言をいただいた結果を踏まえた運用改善を図ってまいりたい。 【測定指標】 環境技術実証事業では最新の先端的環境技術の実証及び普及を目的としていることから、毎年対象技術分野の見直しを行っており、技術開発者等のニーズについて調査を行っている。なお、平成28年度からは、特定の対象技術分野を定めず技術の実証を行うテーマ自由枠を開始しており、その実績等を踏まえ、外部有識者の意見を参考に測定指標についても見直しを検討してまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	環境研究総合推進費事業における研究・技術開発課題については、環境研究企画委員会の研究部会等により事前・中間・事後評価を実施し、環境研究企画委員会が、研究部会ごとの研究評価結果を基に総合的な検討を行った上で、最終的な評価結果を取りまとめ、研究者に開示している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・環境研究総合推進費: 中間・事後評価の結果 http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai_hyouka/chukan_jigo.html ・環境技術実証事業: これまでの実証成果(実証済み技術一覧) http://www.env.go.jp/policy/etv/verified/index.html#01
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房 環境研究技術室	作成責任者名 (※記入は任意)	行木 美弥	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----------------	--------------------	-------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-43)

施策名	目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実					
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。					
達成すべき目標	環境情報の体系的な整備、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,468	1,499	2,052	1,920
	補正予算(b)	-	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-	
	合計(a+b+c)	1,468	1,499	(※記入は任意)	-	
執行額(百万円)	1,316	1,286	(※記入は任意)	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	環境問題に関する情報への国民の満足度(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	×
	15	16.3	29.8	33.6	22.9	24.5	30		
	年度ごとの目標値	-	20	24	27	30	-	-	
	研修実施回数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
-		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	○	
-	49	49	50	49	52	-			
年度ごとの目標	-	50	49	50	49	50	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進捗が大きい (判断根拠) ・「環境問題に関する情報への国民の満足度」については、28年度は目標値(30%)を下回ったが(約25%)、24年度の基準値15%から見ると満足度は大きく上昇している。
	施策の分析	・環境情報の体系的な整備、国民等への提供については、環境統計の整備・充実や環境省ホームページの改善等を通じて着実に実施している。目標値には届かなかったものの、「環境問題に関する情報への国民の満足度」は平成24年度の基準値と比べて大きく上昇しており、施策の効果が現れていると言える。 ・一方、「平成28年度環境にやさしいライフスタイル実態調査報告書」では、環境省ホームページ内にある「我が国の環境政策に関するポータルサイト」の利用経験者に今後の要望を聞いたところ、「信頼でき、正確なもののみ掲載してほしい」(53.4%)、「利用者の理解を助けるため、分かりにくい情報は分かりやすく加工して提供してほしい」(43.8%)が高い割合を占めていることが明らかになった。今後は、政府全体で推進しているオープンデータ化等の取組を一層加速化し、わかりやすく信頼性が高い情報を発信していくことが必要と考えられる。 ・平成28年度に中央環境審議会環境情報専門委員会が実施した「環境情報戦略」に基づく施策のフォローアップ調査結果においても、今後更なるオープンデータ化等の取組が必要と指摘されている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・環境情報の体系的な整備、国民等への提供は、環境行政の各種政策を推進する基盤であり、また国民の様々なニーズに対応するものであることから、環境情報の収集・整理や国民への分かりやすい情報提供、オープンデータ等の取組を一層強化する必要がある。 ・環境分野分析用産業連関表については、「平成23年版環境分野分析用産業連関表」を平成29年度中に環境省HP上で公表することで、環境情報の充実を図る。 【測定指標】 ・現行の測定指標である「環境問題に関する情報への国民の満足度」は、第四次環境基本計画(総合的環境指標 iii)d))に定められている。現在、本基本計画の見直しが実施されているところ、見直しで設定された測定指標に置き換えることも検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	・平成28年度の中央環境審議会環境情報専門委員会において、「環境情報戦略」に基づく施策のフォローアップ調査を実施した。 ・「平成23年版環境分野分析用産業連関表」については、平成29年度の公表に向け、平成28年度に「環境分野分析用産業連関表のあり方に関する検討会」を開催し、学識経験者から意見聴取を行い知見の反映を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	環境にやさしいライフスタイル実態調査報告書
---------------------------	-----------------------

担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	秦 康之	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	---------------	--------------------	------	----------	---------